

# 令和8年度 国際交流員対応基準(総合学習支援事業以外)

公益財団法人 札幌国際プラザ

## 1 目的

札幌市内の国際交流団体、教育機関及び地域の団体等（以下「団体等」という。）の異文化理解を支援するため、その基準を定めるもの。

## 2 派遣について

対象となる団体等	<ul style="list-style-type: none"><li>札幌市内の教育機関</li><li>札幌市関係機関</li><li>札幌市内の国際交流団体</li><li>その他札幌市及び札幌国際プラザが適当と認めた団体</li></ul>
派遣対象事業	異文化理解や多文化共生を目的としたセミナー、講演会など ※1 内容によっては、お断りまたは変更をお願いすることがあります。 ※2 外国語の学習のみを内容とする事業は対象としません。 ※3 料理実習、食事等については、原則として対象としません。 ※4 政治・宗教など国際交流員個人の思想・信条に関する質問はお受けできません。 ※5 営利目的の事業は対象としません。
派遣される国際交流員	国際交流員 5名（中国、ドイツ、韓国、ロシア、アメリカ） ※ 対応する国際交流員は1回につき2名までです。 ※ 国際交流員の交代等により、対応可能な交流員（国）が変更になる場合があります。 最新情報は国際プラザのウェブサイトにてご確認ください。
実施日	月～金（祝日及び年末年始を除く） ※ 上記日程であっても、交流員の業務等の都合により派遣できない場合があります。
実施時間帯	国際交流員は札幌市役所本庁舎から公共交通機関を利用して訪問します。移動時間を含め、午前9時から午後5時までの間となるように、実施時間帯をご指定ください。 ※ 1回につき2時間程度を上限とします。
受付期間	実施希望日の3か月前～1か月前まで （例：7月25日実施希望の場合、4月25日～6月25日まで。） ※ 繁忙期等の理由により、これより早く受付を締め切る場合があります。
申込手順	①電話等またはメールにてお問い合わせください。 ②派遣日時などを調整後、実施日の2週間前までに、国際プラザまたはオンラインにて事前打合せを実施します。事前打ち合わせの1週間前までに、団体から申請書（別途送付）をご提出ください。 ③国際プラザからの決定通知の送付をもって、派遣確定となります。 ④派遣終了後、1週間以内に報告書をご提出ください。（別途送付）
交通費	交通費（往復）は主催団体で実費を負担してください。（地下鉄：大通駅、JR：札幌駅を始点とする。）※交通費以外の謝礼等は不要です。

## 3 派遣に係る留意事項

- 申請書には以下の事項を明記したうえ、事前打ち合わせでご説明ください。
  - 事業の趣旨、目的
  - 事業の対象者（会員/一般、年齢層など）
  - 事業の中で交流員が果たす役割
  - 時間配分（交流員による講義の時間や休憩の有無など）
  - 事業の中で交流員に話してほしい事や参加者の関心事など
- 公共交通機関以外による移動を要する場合には、最寄り駅まで送迎をご用意ください。
- 原則として、進行は依頼団体が行ってください。
- 原則、動画撮影はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。写真撮影をされる場合、また撮影した写真を団体のウェブサイト等に掲載される場合は、事前にお知らせください。

(5) 国際交流員のプロフィール等は下記 URL をご参照ください。

[https://www.plaza-sapporo.or.jp/citizen\\_j/article/?cat=6&scat=96#id121](https://www.plaza-sapporo.or.jp/citizen_j/article/?cat=6&scat=96#id121)

#### 4 問合せ・連絡先

(公財) 札幌国際プラザ 多文化交流部 推進課

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目札幌 MN ビル 3階

TEL : 011-211-2105 FAX : 011-211-3673 E-MAIL: cir-haken@plaza-sapporo.or.jp